

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	くらし応援デジタル商品券配布事業	①物価高騰の影響を受けている市民生活の支援及び市内経済の活性化を図るため、市内参加店舗で利用でき、食料品購入にも使える「くらし応援デジタル商品券」を、全ての市民に配布する。紙商品券にも対応。 ②商品券及び事務費 ③商品券 1,250,000千円(5,000円×25万口) 事務費 99,000千円【業務委託料として支出】 ④全市民	R7.12	R8.9
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	はぐくむFUJI物価高騰対策出産特別お祝い金交付事業	①物価高騰の影響を受けている子育て世帯の経済的負担軽減のため、子育て世帯に対して、はぐくむFUJI出産特別お祝い金を支給する。 ②子育て世帯への出産特別お祝い金100千円のうち、20千円を物価高騰対策分として支給する。 ③補助金 1,350人×100,000円=135,000千円(うち1,350人×20,000円=27,000千円が物価高騰分、その他:1,350人×80,000円=108,000千円が一般財源分) ④令和7年4月1日から令和8年3月31日までに出生した子の母親又はその配偶者で、子の出生届出が富士市、かつ出産の日及び出産後も6か月以上継続して富士市に住民登録する意思がある者	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育所等給食費物価高騰対策事業(公立園)	①物価高騰の影響を受けている子育て世帯の経済的負担軽減、及び保育園・幼稚園・認定こども園の給食の質の確保を図るため、給食の食材料費等の物価高騰分について支援を行う。 ②公立保育園等に対し、3歳児以上の給食実施に係る食材料費の10%相当額を補助 ※職員の給食費は補助対象外とする。 ③公立保育園・認定こども園[1号給食単価@2,000円×園児数35人×12月×10%≒84千円、2号給食単価@5,000円×園児数919人×12月×10%≒5,514千円]、公立幼稚園[平均給食単価@5,493円×園児数209人×12月×10%≒1,378千円] ④公立施設19園(保育園13園・幼稚園4園・認定こども園2園)	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育所等給食費物価高騰対策事業(私立園)	①物価高騰の影響を受けている子育て世帯の経済的負担軽減、及び保育園・幼稚園・認定こども園の給食の質の確保を図るため、給食の食材料費等の物価高騰分について支援を行う。 ②民間保育園等に対し、3歳児以上の給食実施に係る食材料費の10%相当額を助成 ※職員の給食費は補助対象外とする。 ③平均給食単価@5,022円×園児数3,807人×12月×10%≒22,945千円 ④私立保育園、幼稚園、認定こども園29園	R7.4	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	要保護者・準要保護者物価高騰対策事業	①経済的理由で就学が困難な児童生徒のいる世帯は、物価高騰の負担感が大きいと、令和7年4月1日時点において要保護者又は準要保護者と認定されている者に対し、就学援助費を上乗せして支給する。 ②学用品費 小学生20,000円、中学生30,000円 新入学学用品費 10,000円 ③(学用品費)小学生:20千円×681人=13,620千円 中学生 30千円×453人=13,590千円 (新入学学用品費)10千円×234人=2,340千円 ④要保護者又は準要保護者	R7.4	R8.3
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費物価高騰対策事業	①物価高騰に伴い食料費が急激に値上がりしており、学校給食への影響が懸念されている。食料費の増額分を補填することで、児童・生徒へ提供する給食の質や量の維持を図りながら、保護者の負担軽減を図る。 ②学校給食を実施するために必要な食料費を4月分から19%増額する。 ③小学校児童 26校 (1食単価356円-負担額299円)×180回×11,687人=119,909千円 中学校生徒 15校 (1食単価422円-負担額354円)×180回×6,243人=76,415千円 ④市内の小中学校に通う児童・生徒 ※教職員の給食費は補助対象外とする。	R7.4	R8.3
7	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	SDGsものづくり高度化事業補助金	①物価高騰の影響を受けている市内で製造業を営む中小企業を支援するため、SDGsの達成及び温室効果ガス排出量の削減に寄与するものづくり事業に対し、経費の一部を補助する。 ②新製品の開発や新技術の導入等に係る経費の2/3を補助 ③補助金4,500千円 1,500千円×3件 ④市内で製造業を営む中小企業	R7.10	R8.3
8	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	新商品等マーケティング事業支援補助金	①物価高騰の影響を受けている市内中小企業を支援するため、新商品等のデジタルマーケティングやECサイト出店、展示会等への出展等のエネルギーコストの削減に繋がる事業に対する経費の一部を補助する。 ②(1)デジタルマーケティング(上限200千円) (2)ECサイトへの出店(上限100千円(海外200千円)) (3)展示会出展(上限200千円(海外400千円)) に要する経費の1/2を補助 ③補助金4,800千円 1)200千円×12事業者 2)国内100千円×2事業者+海外200千円×5事業者 3)国内200千円×2事業者+海外400千円×2事業者 ④市内中小企業	R7.10	R8.3

9	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	経済変動対策貸付資金利子補給制度 (米国関税対応枠)	①米国関税措置の影響により売上高が減少している市内中小企業者等の経営安定化を目的に、富士市経済変動対策貸付資金に米国関税対応枠を設け、利子補給を行うとともに、要件の緩和及び融資限度額の引上げを実施する。 ②利子補給(0.3%) 要件の緩和(売上高減少率10%→5%) 融資限度額の引上げ(5,000万円→8,000万円) ③1,000千円 ④市内中小企業者等	R7.10	R8.3
10	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費保護者負担軽減事業	①物価高騰対策として、これまでも賄材料費に係る物価高騰分に臨時交付金を上乗せして給食の質や量の確保をしているが、昨年来からの米の急激な価格高騰などが子育て世代には大きな負担となっていることから、学校給食にかかる保護者負担金を減免する。 ②保護者負担金のうち15食分(1か月相当分)を減免 ③学校給食費保護者負担金の減額△85,566千円 ・小学生:△15食×299円×11,687人=△52,416千円 ・中学生:△15食×354円×6,243人=△33,150千円 (うち、25,172千円は一般財源対応) ④市立小中学校に通う児童及び生徒の保護者 ※教職員の給食費は対象外とする。	R7.10	R8.3
11	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	省エネ家電製品等購入支援補助金	①省エネ性能に優れた家電の購入を促進し、家庭の省エネを推進することで、電気・ガス等エネルギー価格高騰に起因した市民生活の負担の軽減を図る。 ②以下の基準を満たす省エネ機器の購入金額の一部を補助 (1)エアコン 統一省エネレベル4つ星以上 (2)冷蔵庫・冷凍庫・高効率給湯器 統一省エネレベル3つ星以上 ③補助金102,200千円 エアコン・冷蔵庫・冷凍庫 36千円×2,700件=97,200千円 高効率給湯器 50千円×100件=5,000千円 業務委託費ほか:13,800千円 ④省エネ機器を購入した市民	R7.12	R8.4以降
12	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	養護老人ホーム物価高騰対策支援事業	①急激な物価高騰により影響を受けている養護老人ホームの安定的な運営を図る。 ②養護老人ホームが負担することとなった物価高騰に係る影響額の一部として利用定員1人につき5,300円を支給する。 ③補助金477千円(補助金:定員数90人×5,300円) ④静岡県が実施する高齢者施設への物価高騰支援の適用を受けない養護老人ホーム	R8.3	R8.3
13	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害者施設物価高騰対策事業	①急激な物価高騰により影響を受けている障害者施設の安定的な運営を図る。 ②障害者施設が負担することとなった物価高騰に係る影響額の一部として利用定員1人につき、2,800円を支給する。 ③補助金84千円 (そびな寮:定員数20人×2,800円 あおぞら寮:定員数10人×2,800円) ④静岡県が実施する介護サービス事業所等物価高騰対策支援金(障害分)の適用を受けない事業者	R8.3	R8.3
14	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	SDGsものづくり高度化事業補助金(R7国補正分)	①物価高騰の影響を受けている市内中小企業を支援するため、SDGsの達成及び温室効果ガス排出量の削減に寄与するものづくり事業に対し、経費の一部を補助する。 ②新製品の開発や新技術の導入等に係る経費の2/3を補助 ③補助金4,500千円 1,500千円×3件 ④市内で製造業を営む中小企業	R8.2	R8.4以降
15	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	新商品等マーケティング事業支援補助金(R7国補正分)	①物価高騰の影響を受けている市内中小企業を支援するため、新商品等のデジタルマーケティングやECサイト出店、展示会等への出展等のエネルギーコストの削減に繋がる事業に対する経費の一部を補助する。 ②(1)デジタルマーケティング(上限200千円) (2)ECサイトへの出店(上限100千円(海外200千円)) (3)展示会出展(上限200千円(海外400千円)) に要する経費の1/2を補助 ③補助金7,000千円 (1)200千円×20事業者 (2)国内100千円×2事業者+海外200千円×6事業者 (3)国内200千円×4事業者+海外400千円×2事業者 ④市内中小企業	R8.2	R8.4以降
16	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	AIアクティブラーニング実証事業	①物価高騰の影響を受けている市内で製造業を営む中小企業を支援するため、従業員の人材育成研修や技術面におけるスキル向上について、生成AIを業務上の個別パートナーとして活用することで、人手不足を解消することや環境整備の効率化に繋げていくことで、収益力が向上できる仕組みの実証を行う(収益力が向上することで、人的資本に投資を行うことができるようになり、賃上げにも寄与する)。 ②実証事業に係る委託料(実証事業所3社) ③4,950千円(委託料) ④市内で製造業を営む中小企業	R8.2	R8.4以降
17	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業等DX推進事業支援補助金	①物価高騰の中、デジタルツール導入事業やデジタル人材育成事業といったDX推進事業を行う中小企業等に対し、生産性の向上による経営の安定や強化を図るため、補助金を交付する。 ②システム使用料、初期費用、開発費等 (1)デジタルツール導入事業(上限500千円) (2)デジタル人材育成事業(上限200千円) に要する経費の1/2を補助 (事業を併用した場合の最高限度額500千円) ③補助金5,000千円 (1)デジタルツール導入事業 500千円×8件=4,000千円 (2)デジタル人材育成事業 200千円×5件=1,000千円 ④市内中小企業	R8.2	R8.4以降

18	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	指定管理者物価高騰対策支援事業	<p>①急激な物価高騰の影響を受けている指定管理施設の光熱費高騰分に対して補助することにより、市民サービスの維持を図る。</p> <p>②指定管理者が負担することとなった物価高騰に係る電気料金(高騰分)の1/2を補助</p> <p>③補助金28,192千円(振興公社(交流プラザ、富士川ふれあいホール)9,531千円、文化振興財団(文化会館ロゼシアターの指定管理)13,330千円、社会福祉協議会(社会福祉センターの指定管理)5,511千円)</p> <p>④指定管理施設3事業者</p>	R8.2	R8.4以降
19	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	大北線代替交通実証運行事業	<p>①富士川以西で運行する路線バス「大北線」について、燃料費高騰等のために経営状況が悪化し、運行事業者が同路線を廃止することとなったことから、当該路線の廃止後、同地域の生活路線として代替交通の自主運行バスを運行し、地域に不可欠な交通手段を確保する。</p> <p>②市自主運行バス実証運行委託料、バス停設置、音声テープ作成・運賃表示・バスロケーションデータ等の運行準備に係る委託料</p> <p>③委託料6,651千円(運行5,249千円、運行準備1,402千円)</p> <p>④路線バス事業者</p>	R7.8	R7.12